

入学料免除・徴収猶予、授業料免除 よくある質問について

申請について	
Q1 前期分・後期分同時申請をした後、後期分も継続して免除を受けるためには再度の申請が必要ですか？	A1 不要です。 ただし、前期申請時(4月1日)と後期申請時(10月1日)で家族状況・修学状況・家計状況等に変更が生じた場合は、後期分申請期間内に「後期分」申請で変更内容を申告する必要があります。
Q2 前期分・後期分同時申請をした後、前期申請時(4月1日)と後期申請時(10月1日)で家族状況・修学状況・家計状況等に変更が生じ、「後期分」申請をする場合、再度すべての書類の提出が必要ですか？	A2 すべて提出する必要はありません。【別紙1】及び変更した内容に関する書類のみ提出してください。
Q3 入学料・授業料を納入したが、入学料免除・授業料免除の申請をすることは可能ですか？	A3 入学料・授業料を納入した場合は申請することはできません。
Q4 授業料免除の申請書類はどうすれば入手できますか？	A4 名古屋大学Webページにアクセスして、プリントアウトしてください。
Q5 書類の提出はどのようにすればよいですか？	A5 必要書類を揃え、申請期間内に受付窓口にて申請をしてください。申請期間、受付窓口は所属によって違います。各自所属部局の掲示板等により確認をして、提出をしてください。
Q6 申請の受付期間に必要な書類が間に合いません。	A6 【別紙1】は必ず受付期間内に提出する必要があります。提出がなければ、申請を受け付けることはできません。他の書類は、申請時に指定する期日までに必ず提出してください。
Q7 留学、実習等により受付期間中に申請ができません。	A7 やむを得ない事情により受付期間中に申請できない場合は、受付期間が始まる前までに申請窓口に出してください。
Q8 前年度の様式を使用して提出してもよいですか？	A8 昨年度の様式の申請書類は一切受け付けません。
Q9 申請をしたが、取り下げたいのですが。	A9 申請窓口にて申し出て、申請の取り下げを行ってください。
Q10 家計基準を満たしているのかわかりません。家計基準を満たしていないと申請できませんか？	A10 授業料免除申請要領に家計基準が記載されていますので、参照してください。 ただし、この家計基準はあくまで目安ですので、申請することは可能です。
Q11 家計支持者とは誰のことを指しますか？	A11 家計支持者は原則父と母両方を指します。ただし、父母以外の方が家計を支えている場合は、その方が家計支持者となります。

世帯の構成について	
Q12 同居をしている(住民票を一緒にしている)祖父母は、申請書に記載する家族構成員に含まれますか？	A12 家族の構成員とは、申請者本人と家計支持者(父と母等)、その家計支持者に扶養されている人となります。扶養を外れた祖父母、兄弟姉妹については原則として構成員に含めません。
Q13 扶養であることを何で判断すればいいですか？	A13 家計支持者の源泉徴収票の「控除対象扶養親族」欄に名前がある方、確定申告書の「配偶者控除」「扶養控除」欄に名前のある方、所得(課税)証明書の「扶養控除等の内訳」欄に人数があがっている方が扶養親族となります。
Q14 源泉徴収票に記載のある扶養親族が、就職をしたため扶養から外れました。どうすればよいでしょうか？	A14 【別紙1】の家族構成状況と源泉徴収票等に記載のある扶養親族に相違がある場合は、【別紙5】申立書に、扶養から外れる方の名前、申請者との続柄、扶養から外れる理由、外れる年月を記載して提出してください。

書類の提出について	
Q15	提出書類はコピーでも良いですか？
A15	申請要領に示された提出書類で、「(写)」の記載のあるものはコピーで結構です。内容が確認できるよう鮮明にコピーしてください。「(写)」の記載のないものは原本を提出してください。
Q16	入学料免除と授業料免除の両方を申請する場合、提出書類はそれぞれで必要ですか？
A16	原本の提出が必要なものは、入学料免除申請には原本、授業料免除申請には写しを提出で構いません。
Q17	「(写)」の記載のある書類を原本で提出してもよいですか？
A17	原本でも構いませんが、一度提出された書類は返却できませんので注意してください。

所得に関する証明書について	
Q18	市区町村で発行される所得に関する証明書はどのようなものが必要でしょうか。
A18	所得証明書、課税証明書、非課税証明書等の名称の証明書となります。給与・給与外所得の収入別金額、配偶者控除、扶養人数、住民税の課税・非課税が明記されている(記載省略のない)様式を提出してください。
Q19	前年度の所得がなくても所得証明書の提出は必要ですか？
A19	所得がないことの証明にもなりますので提出してください。「非課税証明書」という名称の場合があります。
Q20	父は働いていて収入がありますが、母は無職で無収入です。収入に関する証明書(所得証明等)は父の分だけ提出すればいいですか？
A20	父及び母の収入に関する証明書は、お二人とも必要です。パートや無収入である場合も必ず提出してください。
Q21	母が昨年途中でパートを辞めたのですが、パートであっても退職がわかる書類は必要ですか？
A21	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、昨年途中で退職した場合は、そのことがわかる書類が必要です。退職した勤務先の平成29年分源泉徴収票に退職日の記載のある場合は、それを退職の証明とします。源泉徴収票に退職日の記載の無い場合は、他に退職のわかる書類が必要です。
Q22	母が複数の会社でパートをしています。それぞれの源泉徴収票が必要ですか？
A22	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、勤務先すべての源泉徴収票が必要です。
Q23	父が定年退職後、退職せずに正社員から嘱託社員へと雇用形態が変更になりました。どのような書類が必要ですか？
A23	前年の中途又は当年新たに雇用形態が変更になった場合は、【別紙4】給与見込証明書と、雇用形態が変更になったことがわかる書類(人事異動、発令通知書等)の写しが必要です。
Q24	勤務先が【別紙4】給与見込証明書を発行してくれません。
A24	やむを得ない事情により【別紙4】給与見込証明書の発行が困難な場合、その旨を【別紙5】申立書で申し立て直近3ヶ月分の給与明細書の写しを提出してください。
Q25	大学または高等学校に在学中の兄弟姉妹がアルバイトをしています。所得に関する証明は必要ですか？
A25	就学者は所得に関する証明は必要ありません。ただし、配偶者又は父母が就学者である場合は、就学者であることの証明と併せて所得に関する証明が必要です。
Q26	兄弟姉妹は予備校生ですが、アルバイトをしています。所得に関する証明は必要ですか？
A26	必要ありません。家計支持者の扶養に入っている場合は家族構成員に含まれますが、家計支持者である場合以外は、所得に関する証明は必要ありません。
Q27	「退職証明書」を雇用主から発行してもらえません。
A27	源泉徴収票(写)や雇用保険受給資格書(両面)(写)等、退職日が確認できる書類を提出してください。

<p>Q28 父が昨年の10月から病気の為、休職しています。どのような書類が必要ですか？</p> <p>A28 勤務先から発行された休職(欠勤)とその期間(始期)がわかる書類の写し、及び休職中の給与がわかる書類(【別紙4】給与見込証明書、傷病手当等)が必要です。</p>
<p>Q29 日本学術振興会特別研究員に4月から採用されたが、提出期間内に採用決定通知書(写)が提出できません。</p> <p>A29 採用見込通知書(写)を提出し、採用決定通知書は発行され次第、提出してください。</p>

<p>特別な事情について</p>
<p>Q30 兄弟姉妹が新入生なので、申請期間内に【別紙3】在学状況申告書を提出できません。</p> <p>A30 学生証や在学証明書が発行されるようになったら速やかに提出してください。</p>
<p>Q31 兄弟姉妹(配偶者)ともに名古屋大学生ですが、それぞれ申請書類を提出する必要はありますか？</p> <p>A31 兄弟姉妹(配偶者)も申請をする場合は、それぞれで申請書類を提出してください。原本の提出が必要な書類は、それぞれ原本が必要になります。</p>
<p>Q32 兄弟姉妹が予備校に通っています。就学者ですか？提出が必要な書類はありますか？</p> <p>A32 予備校生は就学者とは認められません。家計支持者の扶養に入っている場合は家族構成員に含まれますが、必要な書類はありません。</p>

<p>その他</p>
<p>Q33 学力基準や免除の審査基準の内容を知りたいのですが。</p> <p>A33 学力基準や審査基準については公表していません。</p>
<p>Q34 母子家庭ですが入学料・授業料は免除されますか？</p> <p>A34 母子家庭であるということだけで免除されることはありません。家計基準・学力基準等の総合的判断で免除を許可しています。</p>
<p>Q35 入学料・授業料共に判定結果が出るまでに納入してもよいでしょうか。</p> <p>A35 判定結果が出るまでに入学料・授業料を納入した場合、審査の対象外となります。</p>
<p>Q36 前期、授業料を免除してもらいましたが、後期も免除になりますか？</p> <p>A36 免除になるとは限りません。ご自身の申請内容に変更が無い場合でも、選考は前期分と後期分のそれぞれで行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。</p>
<p>Q37 免除結果はどのようにわかりますか？</p> <p>A37 ・入学料免除・徴収猶予の結果は、4月入学は7月上旬、10月入学は11月下旬に通知します 入学料免除・徴収猶予結果通知の連絡は掲示板にてお知らせします。通知は、学部生は支援課の窓口、大学院生は所属部局の窓口にてお渡しします。 ・授業料免除結果通知の連絡は、前期は7月下旬～8月上旬、後期は12月中旬に掲示を行います。 平成30年度より、名古屋大学ポータルにて結果を通知します。郵送はしませんので各自名古屋大学ポータルに結果を確認してください。</p>
<p>Q38 入学料免除申請が不許可(徴収猶予)、授業料免除申請が不許可(半額免除)になった場合、いつまでに支払えばよいですか？</p> <p>A38 結果発表の際にお知らせする指定の期日までにお支払いください。</p>